

規制の事前評価書

法令案の名称：脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令案

規制の名称：低炭素水素等の供給を促進するための措置

規制の区分：■新設 □拡充 □緩和 □廃止

担当部局：資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 水素・アンモニア課

評価実施時期：令和6年7月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

本規制案は、第 213 回通常国会で成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下「法」という。）」において導入が決定されているものであり、その具体的要件は、法第 34 条第 1 項の規定に基づき、政令に委任されている。

本政令は、水素等の供給をする事業者（以下「水素等供給事業者」という。）のうち、経済産業大臣による勧告、公表及び命令の対象となる特定水素等供給事業者の要件を定めるものである。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

【背景】

昨年 4 月に我が国がホスト国として開催した「G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」の閣僚声明においては、「再生可能エネルギー由来及び低炭素の水素等を開発し利用していくべき」や「水素等の製造に伴い発生する温室効果ガスの排出量（以下「炭素集約度」という。）に基づいて水素等を評価することが重要である」旨合意されたところであり、今後、こうした国際公約を果たしていくためには、我が国としても「炭素集約度」が一定水準以下の水素等の開発及び利用に向けた取組を一層強化することが必要となっている。

現在、我が国において製造されている水素等の大半が化石燃料由来であるところ、低炭素水素等の供給を促進するための措置を講じなければ、コスト面で競争優位な化石燃料由来の水素等の供給に中長期的に収れんされ、上記の国際公約を果たせないことに加え、2050 年カーボンニュートラルに向けた取組が進展しない可能性がある。

【課題】

現状の足下では低炭素水素等が安定的かつ低廉に供給されている状況ではない。このため、水素等のサプライチェーンの上流に当たる、水素等供給事業者に対して、低炭素水素等の供給の促進を求める措置を講じる必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

規制の内容は、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会水素・アンモニア政策小委員会及び資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会における審議を踏まえたものであり、下記のとおりとする。

【規制の内容】

経済産業大臣は、水素等供給事業者が低炭素水素等の供給を促進するために取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を定め、必要に応じて指導及び助言を行う。

また、供給する水素等の量が政令で定める要件に該当する水素等供給事業者に対しては、判断基準に照らして取組が著しく不十分であると認めるときは、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。

政令で定める要件は、「当該年度の前年度において供給を行った水素の量が千トン以上であること」とする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

本規制の代替案として以下のような代替案を想定した。

【代替案の内容】

判断基準の対象となる事業者のうち、一定要件を満たす全ての事業者に、判断基準を踏まえた低炭素水素等の供給の状況を定期的に経済産業大臣に報告する義務を課し、必要に応じて経済産業大臣が勧告、公表及び命令をすることができることとする。

【費用】

・遵守費用

定期報告義務を課すことにより、対象事業者における取組状況の定期報告様式への記載、社内決裁及び提出等に係る事務費用並びに人件費等が発生することが想定される。

・行政費用

定期報告されたものの取りまとめ、対象事業者からの問合せ及び未提出者への催促等に要する費用が想定される。

【本規制案と代替案の比較】

定期報告義務と同様の効果は、この法律を運用していく中で、対象事業者に報告徴収を発出することで代替可能であるため、より遵守費用が少ない本規制案は、妥当なものであると言える。

<その他非規制手段の検討状況>

■非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

□非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

□非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

低炭素水素等と既存の化石燃料との間に大きなコスト差がある現状を踏まえれば、低炭素水素等の供給拡大に向けて政府資金による支援が必要である。このため、水素・アンモニア政策小委員会においては、「価格差に着目した支援」や「拠点整備支援」といった支援措置を講じようとしているところである。

他方、中長期的に低炭素水素等の供給を促進していくためには、短中期的な支援措置だけではなく、水素等

を供給しようとする事業者が自主的な判断の下に計画性を持って、低炭素水素等の供給に向けて取り組むことができるような措置が必要である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

低炭素水素等の供給が促進されることで、脱炭素化が難しい分野におけるグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）が推進されることが見込まれる。

なお、今回の措置により、例えば、鉄や化学といった脱炭素化が難しい分野における GX が推進されるが、これらの便益は事業者の自主的な判断の下に行われる取組の結果によるものであることから、これを定量的に算定することは困難である。

また、本規制案の対象となる事業者数を把握しているものの、その数は少数であり、公表した場合、競争性の観点から当該事業者の事業活動に支障をきたすこととなるため、現時点では公表することは困難である。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

水素等供給事業者においては、自主的な目標の作成等に係る事務費用や人件費の発生が想定されるが、事業者による自主的な目標を設定させる予定であるため、過大な費用の負担を強いるものではない。

なお、事業者の自主的な判断の下、低炭素水素等を供給するための設備の切替え（水電解装置の導入等）を行う場合、当該設備の切替えに伴う設備費用の発生が想定されるが、設備投資に要する費用はそれぞれ異なることに加え、現時点で事業者の具体的な取組を予見することは難しいため、定量的な推計は困難である。

また、本規制案の対象となる事業者数を把握しているものの、その数は少数であり、公表した場合、競争性の観点から当該事業者の事業活動に支障をきたすこととなるため、現時点では公表することは困難である。

<行政費用>

通常の業務の範囲内で行われることが想定されるため、追加的な行政費用は発生しない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<関連する会合の名称、開催日>

本規制案については、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会水素・アンモニア政策小委員会及び資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会における計 13 回の審議（うち、6 回は産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会水素保安小委員会を含む合同会議）を経て、令和 6 年 1 月 29 日に取りまとめられた「中間とりまとめ」並びに令和 6 年 6 月 7 日に開催された同審議会における審議の内容を踏まえて立案している。

<関連する会合の議事録の公表>

【水素・アンモニア政策小委員会】

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/suiso_seisaku/index.html

【脱炭素燃料政策小委員会】

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/nenryo_seisaku/index.html

【水素保安小委員会】

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/hydrogen/index.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

＜見直し条項のある法令案＞

本規制案については、法律の施行後5年を目途として事後評価を実施する。事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

【遵守費用】

判断基準に従って講じた取組に要した費用（対象事業者への調査・ヒアリング等により把握）

【行政費用】

対象事業者の実施状況に係る調査に要した費用

【効果（便益）】

低炭素水素等の製造量又は輸入量（対象事業者への調査・ヒアリング、民間団体等の調査結果に関する情報収集等により把握）